

新型コロナウイルス感染症防止のための学校の臨時休校に関連しての
放課後等デイサービス事業所等の対応について

新型コロナウイルス感染症による小学校、中学校、高等学校及び特別支援学校の一斉臨時休校に伴い、兵庫県障害福祉課から「新型コロナウイルス感染症防止のための学校の臨時休業に関連しての放課後等デイサービス事業所等の対応について」(令和2年2月28日付事務連絡)その他、「芦屋市からのお知らせ」をご確認いただき、今後のご対応をお願いします。

今後、放課後等デイサービスの利用日数等についてお問い合わせがある場合、下記のとおり対応いただきますようお願いいたします。なお、下記の取り扱いは放課後等デイサービス事業所に限ります。

記

1. 支給量について

- ①学校が休校となりますので、受給者証の「夏休み期間の日数」の取り扱いとなります。その場合、サービス提供の記録(日時、時間)を必ず行って下さい。
- ②「夏休み期間の日数」が無く、保護者より支給量の変更の希望があった場合は、サービスの変更の必要性を見直さなければなりませんので、事業所で回答せず、相談支援事業所へ、現在の事業所の状況とともに連絡して下さい。又、保護者より相談支援事業所へ連絡するよう伝えて下さい。

2. 報酬算定に関する取扱いについて

本市の休校期間については、「平成27年度障害福祉サービス等報酬改定に関するQ&A」に示されている通り、休業日扱いで基本報酬を算定してよいこととなります。また、緊急時の対応として定員を超過して受け入れをした場合においても、定員超過利用減算は適用しない取り扱いといたします。ただし、安全・衛生管理については十分に配慮し、人員基準等を著しく欠いた運用とならないようにご留意願います。

3. 職員及び利用者への対応について

「芦屋市からのお知らせ」のとおり事業所における感染対策を徹底して下さい。
又、「新型コロナウイルス対応チェックリスト」により毎日のチェックを実施して下さい。

4. その他

ご不明な点については市へお問い合わせください。

(連絡先)

芦屋市こども・健康部子育て推進課

電話 0797-38-2045(直通)